

令和3年4月1日から適用

建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料

(単位：円)

区 分	新規 適合判定手数料	計画変更 適合判定手数料	軽微な変更 軽微な変更該当証明書の交付手数料
モデル建物法	154,000	77,000	77,000
標準入力法等	381,000	190,000	190,000

※霧島市が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定については、建築基準法第6条第1項第4号の建築物のみとなります。それ以外は鹿児島県が行うこととなります。